

【アメリカ】2018年ファースト・ステップ法（FSA）善時制に関する施行規則の制定

刑事司法制度改革に関する2018年ファースト・ステップ法（First Step Act of 2018, P.L.115-391. 以下「FSA」）は、受刑者の再犯防止のために、リスクとニーズに基づく評価制度を創設した（本誌 No.279-1, 2019.4, p.9 参照。18 U.S.C. §§ 3632(d)(4), 3624(g)）。連邦行刑局は、連邦刑務所の受刑者ごとにリスクとニーズに基づく評価を作成し、これに従い、証拠に基づく再犯削減プログラム（Evidence-Based Recidivism Reduction (EBRR) Program. 以下「プログラム」）又は生産活動を勧告する。この勧告に従い、プログラム又は生産活動に成功裏に参加した受刑者は、FSA 善時制（善時制とは、拘禁受刑者の拘禁施設内での勤勉と善行の保持に基づき、服役期間の短縮、仮釈放等を認める制度をいう。）の下で、30日当たり10日の善時日数が付与され、さらに再犯リスクに関する条件を満たす場合には、追加して5日が付与される。受刑者の善時日数が残りの刑期と同じ日数に達し、かつこの者が再犯のリスクが低い等の条件を満たすときに、釈放前の拘禁（prerelease custody. 居住型社会復帰訓練施設又は自宅拘禁）又は12か月以下の監督付釈放（supervised release. 連邦裁判所が、量刑の宣告時に、受刑者が刑期を務めた後にこの釈放に付されるよう求める場合に認められる。）に移行させられる。ただし、暴力犯罪、諜報活動等の連邦法に列挙する犯罪により有罪判決を受けた受刑者、退去強制の最終命令を受けた者等は、そもそもこの制度の対象とされない。

これらの規定を施行する連邦最終規則が、2022年1月19日に制定され、FSA 善時制を、FSAの制定日である2018年12月21日に遡って適用する規定が設けられた（87 Fed. Reg. 2705, 28 CFR §§ 523.40-523.44）。この規定に基づき、連邦行刑局は、既に残りの刑期と同じ善時日数を得ている受刑者については、直ちに釈放前の拘禁又は監督付釈放への移行を開始した。

規則の主な規定は、次のとおりである。①「プログラム」、「生産活動」、「成功裏に参加」、「適格な受刑者」等の文言の定義を定める。②適格な受刑者は、拘禁刑の期間が開始した後に、FSA 善時日数を得ることができる。適格な受刑者は、2018年12月21日から2020年1月14日〔連邦行刑局が全てのリスクとニーズに基づく評価を完了した日の前日〕までに参加したプログラム又は生産活動により善時日数を得ることができる。また、2020年1月15日以降は、適格な受刑者は、連邦行刑局がリスクとニーズの評価に基づき勧告したプログラム又は生産活動に成功裏に参加する場合に善時日数を得る。③プログラム又は生産活動における違反行為により善時日数を失う場合の手續、善時日数を失ったことに対する不服申立て、失った善時日数の回復等につき、適用される連邦規則の規定を明記する。④連邦法以外の法律（コロンビア特別区の法律を除く。）に基づく犯罪の有罪判決に従う拘禁刑に服する者には、FSA 善時制を適用することができないこと等を定める。

海外立法情報課・中川 かおり

• <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-01-19/pdf/2022-00918.pdf>

【EU】ウクライナからの避難民に一時的保護を付与する理事会実施決定

一時的保護付与に関する EU 理事会指令（Council Directive 2001/55/EC）は、EU 域外の第三国における武力衝突等から逃れた避難民が EU 域内に大量流入する状況が発生したと EU 理事会が認定した際に、避難民に対し、直ちにかつ例外的に付与される一時的保護の最低基準等を定めている。一時的保護の対象となった避難民は、EU 加盟国において、滞在資格を付与され、適切な宿泊先を提供され、就労し、教育を受ける等の待遇を受けることができる。一時的保護の期間は、当初は 1 年間であるが、EU 理事会が別途決定しない限り、自動的に最長で 1 年間延長される。また、EU 理事会は、さらに 1 年間の延長を決定することができる。したがって、一時的保護の期間は、最長で 3 年間となる。また、加盟国間の受入れ負担の均衡を図るため、一時的保護の対象者を、当該対象者の同意を得た上で加盟国間で移送することに関し、加盟国は互いに協力しなければならない。

2022 年 3 月 4 日、EU 理事会は、ウクライナから EU 域内へ避難民が大量流入する状況が発生したと認定し、同国からの避難民に対し一時的保護を付与する実施決定（Council Implementing Decision (EU) 2022/382. 全 4 か条。公布と同時に施行）を制定・公布し、一時的保護付与に関する EU 理事会指令に基づく措置を初めて発動した。

同決定により、2022 年 2 月 24 日より前からウクライナに在住していたウクライナ国籍保有者及びその家族等が、同日以降にウクライナから避難した場合、一時的保護が付与される。EU 加盟国は、これらの者の他に、ウクライナに合法的に滞在しており、出身国に安全に帰国することができない第三国出身者等にも、一時的保護を付与することができる。欧州委員会は、各加盟国の受入れ能力を監視し、追加的な支援の必要性を特定するため、加盟国間の協力及び情報交換を調整しなければならない。

調査企画課・濱野 恵

- <http://data.europa.eu/eli/dir/2001/55/oj>
- http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2022/382/oj

【EU】医療技術評価に関する規則

2021 年 12 月 15 日、医療技術評価（Health Technology Assessment: HTA）に関する規則（Regulation (EU) 2021/2282. 全 5 章 36 か条及び附則 2 部）が制定された。同規則は、2022 年 1 月 11 日に施行され、2025 年 1 月 12 日に適用が開始される。

医療技術評価とは、医療技術（医薬品、医療機器、医療処置等）を医学・社会・経済等の様々な側面から総合的に評価し、当局がこうした医療技術の有効性を判断することができるようにするための、科学的な証拠に基づくプロセスをいう。EU 加盟国間では、これまで、プロジェクト単位での短期間の医療技術評価の協力体制は存在したが、本規則により、恒常的な協力体制の構築が可能となった。

同規則は、各加盟国の医療技術評価担当機関等の代表から構成される「医療技術評価に関する加盟国間調整グループ」を設置する。この調整グループの主な活動は、次の 4 つである。① 評価対象となる医療技術と他の医療技術との比較分析及び報告書の作成（「共同臨床評価」(Joint clinical assessment)）。② 医療技術の開発者と調整グループ間の情報交換（「共同科学協議」(Joint scientific consultation)）。③ 将来、患者や公衆衛生、医療システムに大きな影響を与える可能性のある医療技術に関する情報収集及び報告書の作成。④ 加盟国間での科学情報の交換等の支援。

調査企画課・濱野 恵

- <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/2282/oj>

【イギリス】2021年高速鉄道（ウェストミッドランズ～クルー間）法

1994年11月、英国と大陸ヨーロッパを英仏海峡トンネルで結ぶ高速鉄道ユーロスター（Eurostar）が開業した。ユーロスターは、最高速度300km/hで走行可能であるが、当初、英国内では在来線を使用したため、その区間における大幅な減速走行、他の列車の運行状況の影響による遅れなどが課題となった。その後、英国は、①High Speed 1（HS1）：英仏海峡トンネル～ロンドン間、②High Speed 2（HS2）第1期：ロンドン～ウェストミッドランズ間、③HS2第2a期：ウェストミッドランズ～クルー間、④HS2第2b期：クルー～マンチェスター間及びウェストミッドランズ～リーズ間の高速鉄道計画を発表した。

2021年2月11日、「2021年高速鉄道（ウェストミッドランズ～クルー間）法」（High Speed Rail (West Midlands - Crewe) Act 2021 c.2）が制定され、同日施行された。同法は、HS2第2a期の建設（スタッフォードシャー州のHS2第1期のジャンクションとチェシャー州クルー近郊の西海岸本線のジャンクションとの間に新たな高速鉄道路線を敷設する。）に必要な権限を、主務大臣が規則により指名する事業者に与える。同法は、全64か条及び32附則から成り、本則は、工事（第1条～第3条）、土地の強制収用（第4条～第9条）、土地に関する権利の消滅及び除外（第10条～第12条）、土地の一次的な所有及び使用（第13条～第16条）、計画（第17条～第20条）、規制緩和（第21条～第33条）、鉄道関連事項（第34条～第39条）、交通（第40条）、指定事業者（第41条）、法定事業者等（第42条～第44条）、復旧及び環境工事（第45条～第48条）、高速鉄道の追加工事（第49条）、王室（第50条～第52条）、寄託された平面図及び断面図（第53条、第54条）、雑則及び一般規則（第55条～第60条）、解釈（第61条、第62条）、末尾規定（第63条、第64条）で構成される。

以下、高速鉄道整備のための立法の状況等について概説する。HS1は、1996年12月18日に制定された「1996年英仏海峡トンネル鉄道リンク法」（Channel Tunnel Rail Link Act 1996 c.61）に基づき整備が進められ、2007年に開通した。これにより、ユーロスターの在来線使用により生じた、当初の課題は解消した。なお、この路線は、CTRL（Channel Tunnel Rail Link）とも呼ばれる。2013年11月21日、高速鉄道の準備のための支出を許可する「2013年高速鉄道（準備）法」（High Speed Rail (Preparation) Act 2013 c.31）が制定され、2017年2月23日、HS2第1期を整備するための「2017年高速鉄道（ロンドン～ウェストミッドランズ）法」（High Speed Rail (London - West Midlands) Act 2017 c.7）が制定された。HS2の第1期と第2a期の建設は同時期に進められ、2029年から2033年までの間にサービスを開始する見込みとされている。2022年1月24日、HS2第2b期のうちクルー～マンチェスター間の整備に関する法案が議会に提出された。

海外立法情報調査室・上綱 秀治

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/2/contents>
- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/61/contents>
- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/31/contents>
- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/7/contents>
- <https://www.hs2.org.uk/>

【イギリス】2021年家庭内虐待法関連2規則の制定—家庭内虐待被害者支援—

2021年家庭内虐待法（本誌 No.290-1, 2022.1, pp.26-27 参照）第57条は、主務大臣に、家庭内虐待被害者支援に関する地方自治体の戦略の詳細を定める規則と、関連宿泊施設（地方自治体は、関連宿泊施設に居住する家庭内虐待被害者又はその子どもに支援を提供する義務を負う。）を定義する規則を制定する権限を付与している。これに基づき、次の2規則が2021年9月6日に制定、同年10月1日に施行された。

「家庭内虐待に関する支援（地方自治体戦略及び年次報告書）規則（The Domestic Abuse Support (Local Authority Strategies and Annual Reports) Regulations 2021 No.990）」（全3部8か条）の主な規定は、次のとおりである。地方自治体は、2021年家庭内虐待法第57条に基づく戦略に関して、2022年1月5日までに最初の戦略を公表し（第3条）、最初に公表された日から3年以内、以降3年ごとに見直しを行う義務を負う（第4条）。戦略は、①少女・女性に対する暴力、②現代の奴隷制度、③コミュニティの安全、④犯罪被害者、⑤住宅・ホームレス対策、⑥保護、⑦家族への支援を考慮した内容とする（第5条）。地方自治体は、戦略公表の少なくとも10週間前に、戦略の草案を公表しなければならない（第6条）。

「家庭内虐待に関する支援（関連宿泊施設及び住宅給付並びにユニバーサルクレジット庇護制度）（修正）規則（The Domestic Abuse Support (Relevant Accommodation and Housing Benefit and Universal Credit Sanctuary Schemes) (Amendment) Regulations 2021 No.991）」（全3部5か条）の第2条は、関連宿泊施設を定義する。関連宿泊施設とは、①地方住宅局、民間の社会住宅（低所得者層向けの住宅）提供者又は家庭内虐待被害者支援団体が提供する宿泊施設、②庇護制度（社会住宅提供者が運営する制度で、家庭内虐待被害者が自宅に留まれるようにするため、被害者の自宅や自宅周辺に防犯カメラやフェンスの設置等のセキュリティ強化措置を講じる。）対象の住居等を指す。トイレ・浴室・キッチンの1つ以上が複数の世帯で共有されている一時的な宿泊施設は含まない。

海外立法情報課・田村 祐子

- ・ <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2021/990/contents/made>
- ・ <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2021/991/contents/made>

【イギリス】ドローン等無人航空機の規制強化

イギリスでは近年、ドローンをはじめとする無人航空機の利用拡大に伴い、不適切な使用が増加している。無人航空機が有人航空機に安全でない距離まで接近する事案は、2014年の6件から2018年の125件に増加している。また、2018年12月にロンドンのガトウィック空港に複数のドローンが侵入した事件では、空港が一時閉鎖され、3日間で1,000便が欠航又は目的地を変更し、約14万人の利用客に影響が出た。こうした状況に対処するための無人航空機の規制強化等を目的として、2021年4月29日、2021年航空交通管制及び無人航空機法（Air Traffic Management and Unmanned Aircraft Act 2021 c.12）が制定された。この法律は、全4部22か条11附則から成り、無人航空機に関しては第3部（第13条～第18条）に規定される。第3部のうち、第13条～第15条は2021年6月29日に施行され、第16条～第18条は同年4月29日に施行された。なお、同法第1部（一部の規定のみ施行済）及び第2部（同年6月29日までに全て施行）は、航空交通事業の免許制度、空港発着枠割当て等について規定する。

主な規定は、次のとおりである。警察は、①犯罪遂行に関与したおそれのある無人航空機の操縦者に対して無人航空機の着陸を要求する権限、②飛行禁止区域への侵入等違反行為を行った無人航空機の操縦者や無人航空機を捜査する権限、③令状に基づいて施設に立入捜査し、犯罪に用いられた無人航空機を押収する権限を持ち（第13条、附則8）、④無人航空機の操縦者に対して証拠や情報の提出を要求する権限、⑤無人航空機事業者に対して操縦者の身元等の情報提出を要求する権限を持つ（第14条、附則9）。①、④及び⑤の警察の要求に従わなかった者は、罰金刑（①は1,000ポンド（1ポンドは約155.2円）以下、④・⑤は500ポンド以下）に処す。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/12/contents>

【フランス】動物虐待と闘い、動物と人間の絆を強化する法律

2021年11月30日、「動物虐待と闘い、動物と人間の絆を強化する法律第2021-1539号」が制定され、翌12月1日に公布された（本稿中、施行時期への言及がない規定は翌2日施行）。本法律は、全4節50か条から成る。

第1節（第1条～第25条）は、愛玩動物及びウマ科の動物の飼育条件に関する規定で、犬又は猫等の飼い主に対する、その動物を飼うにあたり生じる義務（治療、予防接種）及び必要な知識に関する保証書への署名の義務付け（第1条）、ペットショップにおける犬及び猫の販売禁止（第15条、2024年1月1日施行）、愛玩動物のオンラインでの譲渡の原則禁止（第18条）、親又は親権者の同意を得ずに未成年者に愛玩動物を譲渡することの禁止（第20条）、ポニー等を利用したメリーゴーランドの禁止（第24条）、学校の道德・公民教育における愛玩動物に関する問題への啓発（第25条）等を定める。

第2節（第26条～第45条）は、家畜動物に対する虐待行為への処罰の強化に関する規定で、特に、第26条は、家畜動物に対する虐待行為に対する刑罰を、従前の拘禁刑2年及び罰金30,000ユーロ（1ユーロは約130円）から拘禁刑3年及び罰金45,000ユーロに引き上げ、同行為が動物に死をもたらした場合又は未成年者の面前で行われた場合には、さらに重罰化することを定める。

第3節（第46条～第49条）は、商業目的での野生動物の捕獲や使役の禁止に関する規定で、特に、第46条は、①サーカス等の巡回施設（*établissement itinérant*）における、野生動物の入手、商品化及び繁殖の禁止（本法律の制定から2年経過後に施行）並びに飼育、輸送及び興行の禁止（本法律の制定から7年経過後に施行）、②クジラ目の動物について、これらの動物が参加する興行及び公衆との直接の触れ合いの禁止並びに水槽内での飼育及び繁殖の原則禁止（本法律の制定から5年経過後に施行）を定める。このほか、ディスコ又は祭事等における動物を使用するショーの禁止及びバラエティー番組等での動物の使用の禁止（第48条。本法律の制定から2年経過後に施行）、巡回興行（*spectacle itinérant*）のためのクマ又はオオカミの所有の禁止（本法律の制定から2年経過後に施行）並びにその入手及び繁殖の禁止（第49条）を定める。

第4節（第50条）は、毛皮製品のためのアメリカミンク及びその他の野生種の飼育を禁ずる。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044387560>

【フランス】個人の性的指向又は性自認を変更するための実践を禁ずる法律

2022年1月31日、全3節4か条から成る「個人の性的指向又は性自認を変更するための実践を禁ずる法律第2022-92号」が制定され、同年2月1日に公布され、翌2日に施行された。本法律は、「転向療法等」（「個人の性的指向若しくは性自認を変更すること又は抑制することを目的とする行為又は繰り返される言動」で医学的根拠に基づかないもの）のうち、行為の対象者に、うつ病、孤立又は自殺といった深刻な影響を与えるものへの対策を強化することを目的とする。

本法律第1条は、刑法典及び刑事訴訟法典を改正し、転向療法等に関する罪を創設する。転向療法等により、その対象者の身体的又は精神的健康を害した場合、転向療法等を行った者に、拘禁刑（*emprisonnement*）2年及び罰金30,000ユーロ（1ユーロは約130円）を科す。転向療法等が①未成年者の利益に反して行われる場合、②直系尊属により行われる場合、③インターネット上で行われる場合、刑罰は、拘禁刑3年及び罰金45,000ユーロに引き上げられる。

また、転向療法等は、医学的根拠に基づくものではないことから、第3条は、転向療法等に該当する診察又は治療を行う医師に対して、拘禁刑2年及び罰金30,000ユーロを科すことを定める。また、有罪になった医師は、最長10年間、医師としての活動を禁じられる。ただし、医療行為としての性転換治療又は同治療の開始前に診察の一環として行われる助言には適用されない。同治療の開始前の助言には、例えば、治療を受けることについての再検討や延期を提案することが該当する。

第2条は、性的指向又は性自認を理由とする差別等の刑罰の加重の対象に、第1条による転向療法等に関する罪を加える。これにより同罪を、このような差別に関する違反と同種のものと同みなすことを明確にする。第4条は、海外領土に関する規定である。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045097703>

【韓国】災害等の安全管理に関わる産業の振興に関する法律の制定

2022年1月4日、「災難安全産業振興法（法律第18685号）」が制定、公布された。本則全29か条及び附則4か条から成り、2023年1月5日に施行される。韓国では、「災難及び安全管理基本法（法律第18685号）」（災難安全法）第3条第1号で「災難」の定義を規定しており、一方「自然災害対策法（法律第18685号）」第2条第1号では、災難安全法第3条第1号の災難によって発生する被害を「災害」と定義する。今回新たに制定された災難安全産業振興法では、「災難安全産業」を災難その他各種事故から人の生命、身体及び財産を保護するため、技術・装備・施設・製品等を開発・生産し、流通させ、又は関連サービスを提供する産業と定義する（第2条第1号）。行政安全部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）は、災難安全新技術を指定することができ、指定有効期間は5年とされる（再審査を経て延長可）。長官は、技術開発者を保護するために必要な場合、指定有効期間中に技術開発者が新技術の使用料を受けることができるようにする等を行うことができる（第14条）。長官は、国民生活と密接な災難安全製品（災難安全法の定義による災難管理及び安全管理に関する各種技術を利用した各種製品。第2条第2号、同条第3号）に対して適合性認証を行うことができ、認証有効期間は3年とする（再審査を経て延長可。第16条）。長官は、災難安全産業に関して創業及び事業化の支援を行うことができる（第20条）。災難安全事業者は、災難安全産業振興のための制度研究及び改善提案等の業務を行う災難安全産業協会を設立することができる（第22条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R2S1S1Y1S2B5F1G4O0K5X2D6W6T3U3
- https://www.mois.go.kr/firt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=89198
- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238811&ancYd=20220104&ancNo=18685&efYd=20230105&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>
- <https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=238813&ancYd=20220104&ancNo=18685&efYd=20230105&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>

【中国】種子法の改正

植物の新品種保護に関する国際条約（UPOV 条約）には新条約（1991 年制定）と旧条約（1978 年制定）が併存し、中国は旧条約を批准している。新条約に比べ、旧条約は植物の育成者権に対する保護範囲が狭く（販売や輸出入は範囲外）、原品種からの形質変更が微小な派生品種に対する、原品種の育成者権者の権利を規定していない。日本の種苗法に相当する中国の種子法は 2000 年に制定され、これまで 2 度の一部改正と、2015 年の全部改正がなされた（本誌 No.266-1, 2016.1, pp.22-23 参照）が、上述の問題には対応しておらず、育成者権の軽視がイノベーションの停滞を招き、ひいては国の食料安全にも悪影響を与えることが危惧された。2021 年 8 月、全国人民代表大会常務委員会は、種子法の改正草案の審議を開始し、同年 12 月 24 日、同法を改正する決定が公布され（中華人民共和国主席令第 105 号）、2022 年 3 月 1 日から施行された。

改正後の種子法は全 10 章 92 か条から成り、新品種に対する知的財産権保護の範囲を拡大し、派生品種に対する原品種の育成者権者の権利を認めた本質的派生品種制度等を新たに規定し、違反に対する罰則を強化している。種苗資源の保護・利用、品種改良、種苗の生産管理の制度整備、種苗産業の科学研究・イノベーション強化、育成者権の保護、経営者・使用者の権利・利益の保護、種子の品質向上、国の食料安全の保障、農林業の発展促進等のため、本法を制定する（第 1 条）。国は、種苗企業等が主要食用作物及び重要経済作物の品種育成の課題に取り組むことを奨励する（第 12 条）。植物の育成者権者の許諾なく、いかなる組織・個人も、当該品種の育種素材に対する販売許可、販売、輸出入及びそれらを目的とする保存等を行ってはならない（第 28 条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/6605a0a463ef4b5096763d35f9dbc2a0.shtml>

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3ZjA3MmEyZTAxN2YwYjY2ZmI2NDAXNjY%3D>

【中国】水中文化財保護管理条例の改正

中国では水中探査技術の向上に伴い、水中文化財の調査が進む一方、その盗難や損壊等が問題となっている。2022 年 1 月 23 日、水中文化財保護管理条例（1989 年制定、2011 年一部改正）が全部改正され、同年 4 月 1 日に施行された（国務院令第 751 号）。海上法執行機関（海警局）の職責や水中の考古学調査・発掘を行う際の認可手続等を明確化した。

改正後の条例は全 23 か条から成る。水中文化財とは、歴史・芸術・科学的価値を持つ人類文化遺産で、①中国の内水、領海内のもの、②中国の管轄海域（大陸棚等を含む中国が独自に設定する海域）にある中国起源及び起源不明のもの、③外国の領海以外の管轄海域及び公海にある中国起源のものをいう（第 2 条）。省級の人民政府は、水中文化財が集中し、全体的な保護が必要な水域を水中文化財保護区に指定することができる（第 7 条）。水中文化財発見の報告を受けた地方の文化財主管部門は、24 時間以内に現場に行き、水中文化財発見現場を保護しなければならない、必要に応じて、公安機関又は海上法執行機関と共同で保護を行うことができる（第 9 条）。中国の管轄水域内での水中文化財の考古学調査、測量、発掘には、発掘の能力を持つ組織が国務院の文化財主管部門に申請し、当該主管部門は、申請書が届いた日から 30 日以内に許可又は不許可を決定するものとする（第 11 条）。中国の管轄水域内で水中文化財の調査等を行う外国組織及び国際組織は、中国側組織との合同形式で実施しなければならない、それにより得られた文化財、標本等は、中国が所有する（第 12 条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-02/28/content_5676054.htm

【ニュージーランド】性転換行為禁止法の制定

2022年2月18日、「性転換行為 (conversion practice)」が、未成年者等に危害をもたらすことを防止するための法律「2022年性転換行為禁止法 (2022年法律第1号)」が成立し、一部を除き翌19日施行された (第13条及び第3章は、成立から6か月後に施行)。全3章、15か条から成る。

第1章 (第3条～第7条) は、主に性転換行為の定義を規定する。性転換行為とは、個人の性的指向、性自認、ジェンダー表現を変更し、若しくは抑圧する意図で行われる、あらゆる行為又は施術をいい、医療従事者が、合理的な専門知識により適切と判断し、かつ法的・専門的・倫理的基準を遵守して行われる医療サービス、性自認を表現する個人を支援する行為等は除外される (第5条)。

第2章 (第8条～第13条) は、性転換行為に関して2つの罪を新設する。①18歳未満の者、又は自己の健康若しくは福祉に関する事項を決定するに際し、その本質を理解し、結果を予測することが困難な者に対して性転換行為を行った者は、3年以下の禁錮刑に処する (第8条)。②性転換行為が、個人の健康や安全に重大な危害をもたらすことを知りながら、当該個人に性転換行為を行った者は、5年以下の禁錮刑に処する (第9条)。

第3章 (第14条、第15条) では、「1993年人権法 (1993年法律第82号)」の違法な差別の種類に「性転換行為」を加えるため、同法に第63A条を追加することを規定する。これにより、性転換行為が、犯罪の構成要件を満たさない場合でも、人権法に基づく苦情申立て制度により救済することが可能となる。

海外立法情報課・内海 和美

・ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2022/0001/latest/LMS487197.html>

【シンガポール】環境保護管理法の改正

2021年9月28日、全11か条から成る環境保護管理 (改正) 法 (Environmental Protection and Management (Amendment) Act 2021: No.24 of 2021) が成立し、同年10月29日に公布された。2022年2月28日から段階的に施行される。環境保護管理法は、1999年に制定された法律で、大気汚染、水質汚染、土壌汚染、有害物質、騒音に関する規制等を規定している。

主な改正点は、①温室効果ガス規制に係る新章 (第10A章) の創設 (全25か条)、②建設騒音に対する取締りの強化 (第28A条の新設) である。第10A章は、2022年10月1日から施行されるが、第28A条については、同年4月5日現在、施行日が決定していない。

①については、ハイドロフルオロカーボン (オゾン層を破壊しない代替フロンの一つ) の排出削減のために、(a)地球温暖化係数 (ある気体の温暖化効果を示す指標で、二酸化炭素に対する比率で示される。) が750を超える冷媒を使用する家庭用のエアコン、(b)地球温暖化係数が15を超える冷媒を使用する家庭用冷蔵庫・業務用水冷式冷凍庫の供給が禁止される。

②については、2011年から日曜日及び祝日に、病院、高齢者施設、住宅地等から150メートル以内にある建設現場で作業を行うことが禁止されていたが (ノーワークルールの実施)、このノーワークルールの遵守を建設業者に徹底させるために、作業禁止規定に違反した、若しくは違反している疑いのある建設現場の所有者又は占有者 (責任者) に対して、電子ビデオ監視システムの設置、維持、運営をその者の自己負担で要求する権限が、環境保護局長に付与される。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/24-2021/Published/20211029?DocDate=20211029>